

答 申 書

(答申第26号)

平成12年4月21日

1 審査会の結論

北海道人事委員会が平成9年度、平成10年度及び平成11年度に実施した北海道職員等採用上級試験第一次試験のうち、民間企業等職務経験者を対象とした一般知識教養試験の択一式試験問題並びに農業経済、工業及び衛生工学の試験区分に係る専門試験の択一式試験問題を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、北海道人事委員会（以下「実施機関」という。）が平成9年度、平成10年度及び平成11年度に実施した北海道職員等採用上級試験の第一次試験（以下「第一次試験」という。）のうち、民間企業等職務経験者を対象とした一般知識教養試験の択一式試験問題並びに農業経済、工業及び衛生工学の試験区分に係る専門試験の択一式試験問題（以下これらを「本件択一式試験問題」という。）並びに平成11年度に実施した第一次試験のうち、民間企業等職務経験者を対象とした論文式試験の試験問題である。

なお、本件択一式試験問題は、実施機関が独自に作成した問題（以下「独自問題」という。）と財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から提供を受けた問題（以下「センター提供問題」という。）からなっているが、どの問題が独自問題であり、どの問題がセンター提供問題であるかは外形上明らかでなく、また、本件択一式試験問題のうち独自問題の占める割合は、年度及び試験区分によって異なるが、1割弱ないし7割強となっている。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち本件択一式試験問題が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人が、本件択一式試験問題の6号情報の非該当性のほか、本件公文書の特定に瑕疵があること及び本件処分における公文書一部開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）に記載されている非開示の理由の付記に不備があることをも理由として本件処分の取消しを求めていることから、これらの点も併せて、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失

- わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。
- イ 本件択一式試験問題のうち平成11年度の試験問題を除く文書が6号情報に該当することについては、当審査会における平成11年7月1日付け答申第15号（以下「答申15号」という。）において判断したとおりであり、平成11年度の試験問題についてもこれらと同種の文書であることから別異に解する理由はない。また、現時点における実施機関の体制では、試験問題の公開に向けての努力をしていることは認められるが、すべての問題を独自に作成することは困難であると認められる。したがって、本件択一式試験問題は6号情報に該当するものである。ただ、異議申立人は、本件択一式試験問題のうち独自問題のみを開示することが可能である旨主張していることから、独自問題についても6号情報に該当することについて、以下答申15号に敷衍して述べることとする。
- ウ 仮に独自問題のみを開示した場合、実施機関が主張するようにセンター提供問題を容易に類推できるかどうかはともかく、センターにおいては、今後、問題を作成する際に独自問題との重複を避けることが要求されることとなり、その確認作業などで問題作成の事務の円滑な実施に支障を生じることは十分予想され、その結果、今後、センターから実施機関が問題を提供されなくなることは十分考えられる。そして、センターから試験問題が提供されない場合は、実施機関がすべての問題を作成しなければならないことになるが、イで述べたとおり、現在の実施機関の体制では、すべての問題を独自に作成することは困難であると認められる。したがって、独自問題についても6号情報に該当するものである。
- エ 独自問題が6号情報に該当することについては以上のとおりであるが、実施機関としては、道職員の採用試験に対する道民の理解と信頼を深めるために、引き続き、択一式試験問題の公開に向けて検討を行い、公開に向けた体制の整備などの必要な措置を講じていくべきであると考える。

(4) 公文書の特定について

異議申立人は、実施機関に対し独自問題のみの開示請求をしたにもかかわらず、実施機関が個々の試験問題の集合体である本件択一式試験問題を対象公文書として特定したことは、独自問題とセンター提供問題とを容易に分離できることからすれば、対象公文書の特定に瑕疵があり、本件処分は取り消されるべきである旨主張する。

しかしながら、本件択一式試験問題は、個々の問題の集合体ではあるが、(1)で述べたとおり独自問題とセンター提供問題とが試験問題として一体となっていること、また、仮に独自問題のみが非開示情報に該当しなかったとしても、開示請求の趣旨を損なわない程度に独自問題を分離して開示することが可能であることからすれば、本件択一式試験問題の全体を対象公文書として特定したことを理由として、本件処分を取り消す必要があるとはいえない。

(5) 理由付記について

異議申立人は、本件通知書に記載されている非開示の理由は、条文をそのまま引き写しただけでの極めて抽象漠然としたものに過ぎず、いかなる事実関係に基づいて処分がなされたのか通常の読解力では了知できず、理由付記の不備による瑕疵は明らかであることから、本件処分は当然取り消されるべきである旨主張する。

確かに、条例第15条第1項は公文書の非開示の決定又は一部開示の決定をしたときはその理由を記載して開示請求者に通知しなければならないこととしているが、この規定の趣旨は、開示等の決定について、慎重かつ合理的な判断を確保し、及びその理由を開示請求者に知らせるためであると考えられる。このことからすれば、通知に記載することが求められている理由の程度は、できるだけ具体的にすることが望ましいが、本件通知書には、条例所定の非開示理由のどれに該当するかの条項が記載されていること及び開示することにより公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められる事務の名称が記載されていることからすれば、本件処分を取り消さなければならない程度に理由付記の不備があるとまではいえない。

なお、実施機関には、条例の趣旨を踏まえ、今後、公文書一部開示処分等の決定を行うに当たっては、公文書一部開示決定通知書等に非開示とした理由をできるだけ具体的に記載することが望まれる。

以上のことから結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年10月18日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年11月1日 (第18回審査会)	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を審査会第二部に付託
平成11年11月29日 (審査会第二部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成11年12月13日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成12年1月11日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成12年2月9日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成12年3月1日 (審査会第二部会)	○ 審議

平成12年 3 月27日 (審査会 第二部会)	○ 審議
平成12年 4 月10日 (審査会 第二部会)	○ 審議
平成12年 4 月17日 (第24回 審査会)	○ 答申案審議
平成12年 4 月21日	○ 答申